

独立行政法人農畜産業振興機構の
中期目標を達成するための計画
(中期計画)

制定認可:平成30年 3月23日農林水産省指令29生産第2163号
変更認可:平成31年 3月19日農林水産省指令30生産第2199号

独立行政法人農畜産業振興機構中期計画

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食料・農業をめぐる内外の諸情勢の変化を踏まえ、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等の的確な実施を通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するという重要な使命を担っている。

機構の業務については、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定。以下「基本計画」という。）、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い決定された総合的な T P P 関連政策大綱（平成 27 年 11 月 25 日 T P P 総合対策本部決定）、農業競争力強化プログラム（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）等の国の重要な方針に、その実施が位置付けられてきた。

さらに、平成 29 年 7 月には日 E U 経済連携協定が大枠合意に至り、新たな国際環境に入ることを踏まえ、平成 29 年 11 月 24 日に改訂された総合的な T P P 等関連政策大綱（以下「T P P 等政策大綱」という。）では、経営安定に万全を期すため、経営安定対策の充実等の措置を講ずることとされており、機構の業務の重要性は一層増している。

こうした中、機構は、これらの使命を果たすため、第 4 期中期目標期間においても引き続き、国との連携強化を図りつつ、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、国民の信頼に応えられるよう、内部統制の充実・強化、透明性の確保等に努めるとともに、以下の取組を機動的かつ効率的に実施していくこととする。

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画等において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。

1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

（1）経営安定対策

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

（ア）肉用牛交付金の交付

肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提

出期限から 35 業務日以内に交付する。

(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表

肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

(ウ) 肉豚交付金の交付

肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。

(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表

肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付

肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。

(イ) 交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。

2 畜産（酪農・乳業）関係業務

（1）経営安定対策

ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

（ア）加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

（イ）交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

（ア）酪農対策

生乳生産者等の経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。

このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。

（イ）補完対策

酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

（2）需給調整・価格安定対策

ア 指定乳製品等の輸入・売買

（ア）生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・

売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡し業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(ウ) 上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに、ホームページで公表する。

(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。

イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

(3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。

3 野菜関係業務

(1) 経営安定対策

ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、

登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

イ 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。

ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

エ 業務内容等の公表

野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

オ セーフティネット対策の適切な対応

農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)が農業保険法に改められ、収入保険が平成 31 年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。

カ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

4 特産(砂糖・でん粉)関係業務

(1) 経営安定対策

ア 砂糖関係業務

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

(ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

5 情報収集提供業務

(1) 調査テーマの重点化

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がTPP11協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

(2) 需給等関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。

(3) 情報提供の効果測定等

情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

6 TPP等政策大綱への対応

TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因に

より増減する経費を除く。)) については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

(2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。

4 業務執行の改善

(1) 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

6 補助事業の効率化等

(1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。

ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。

イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

(2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。

ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。

イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。

ウ 費用対効果分析を実施している事業にあつては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までは利用状況の調査を行う。また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。

エ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から10業務日以内に承認等を行う。

オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。

カ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。

また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。

7 ICTの活用による業務の効率化

TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成 22 年 9 月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成30年度～平成34年度予算

(単位：百万円)

収入	区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
	運営費交付金	2,049	94	1,460	2,833	2,162	671	1,612	4,175	12,223
	国庫補助金			25,832						25,832
	その他の政府交付金	349,671	125,583		47,244	47,244		725	933	524,156
	業務収入	44	103,983		303,088	244,016	59,072		2,665	409,780
	抛入金	27,790								27,790
	負担金			13,723						13,723
	納付金			12,892						12,892
	資金より受入	258,748	28,195	15,655					223	302,820
	借入金				139,133	139,133				139,133
	許収入	6,716	25	1,009				1,009	1,876	10,636
	計	645,017	257,879	70,571	492,297	432,555	59,743	3,347	9,872	1,478,983
支出										
	業務経費	648,608	283,910	69,110	350,090	289,802	60,288	1,943		1,353,661
	借入金償還				146,261	146,261				146,261
	人件費	2,549	877	1,460	2,234	1,756	478	1,404	4,832	13,357
	一般管理費								5,005	5,005
	その他支出				302	302				302
	計	651,157	284,787	70,571	498,887	438,121	60,766	3,347	9,837	1,518,587

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。
2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

【人件費の見積り】 期間中総額10,643百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。
【運営費交付金算定ルール】 別紙のとおり

(単位：百万円)

(2) 畜産勘定

収入	区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
	運営費交付金	1,870	94						489	1,529	3,981
	その他の政府交付金	349,671	44						725	885	351,325
	業務収入	44									44
	拠出金	27,790									27,790
	調整資金より受入	43,062									43,062
	畜産業振興資金より受入	215,686	28,195							223	244,103
	諸収入	6,716	25						664	473	7,878
	計	644,838	28,357						1,878	3,110	678,183
支出											
	業務経費	549,044	28,239						1,258		578,540
	肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	381,562									381,562
	畜産業振興事業費	167,187	28,239								195,425
	情報収集提供事業費	222							1,258		1,480
	その他業務経費	73									73
	肉用子牛勘定へ繰入	93,424								56	93,480
	人件費	2,370	119						620	1,938	5,047
	一般管理費									1,078	1,078
	計	644,838	28,357						1,878	3,072	678,145

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

【人件費の見積り】 期間中総額3,981百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

【運営費交付金算定ルール】 別紙のとおり

(単位：百万円)

(3) 補給金等勘定

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉		情報収集提供	法人共通	合計
収入											
その他の政府交付金		125,539								48	125,587
業務収入		108,983								2,665	106,648
諸収入										94	94
計		229,522								2,807	232,329
支出											
業務経費		255,671									255,671
加工原料乳補給金等事業費		181,541									181,541
輸入乳製品売買事業費		74,131									74,131
人件費		759								372	1,131
一般管理費										2,435	2,435
計		256,430								2,807	259,237

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

[人件費の見積り] 期間中総額9,100百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

(単位：百万円)

区 別	畜産(肉畜・食肉等) 関係	畜産(酪農・乳業) 関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
収入									
運営費交付金			1,460				152		1,612
国庫補助金			25,832						25,832
野菜事業負担金			13,723						13,723
野菜事業納付金			12,892						12,892
野菜生産出荷安定資金より受入			15,655						15,655
諸収入			1,009				346	1,276	2,631
計			70,571				498	1,276	72,345
支出									
業務経費			69,110				268		69,379
野菜生産出荷安定事業費			59,168						59,168
野菜農業振興事業費			9,942						9,942
情報収集提供事業費							268		268
人件費			1,460				229	751	2,440
一般管理費								526	526
計			70,571				498	1,276	72,345

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

【人件費の見積り】 期間中総額 1,994 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

【運営費交付金算定ルール】 別紙のとおり

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

収入	区 別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		情報収集提供	法人共通	合計
						砂糖	でん粉			
	運営費交付金				2,162	2,162		751	1,943	4,856
	その他の政府交付金				47,244	47,244				47,244
	業務収入				244,016	244,016				244,016
	借入金				139,133	139,133				139,133
	諸収入								21	21
	計				432,555	432,555		751	1,964	435,269
支出										
	業務経費				289,802	289,802		267		290,069
	糖価調整事業費				205,614	205,614				205,614
	国庫納付金				84,188	84,188				84,188
	情報収集提供事業費							267		267
	借入金償還				146,261	146,261				146,261
	人件費				1,756	1,756		484	1,302	3,541
	一般管理費								662	662
	その他支出				302	302				302
	計				438,121	438,121		751	1,964	440,836

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

[人件費の見積り] 期間中総額2,767百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金算定ルール] 別紙のとおり

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	でん粉		情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				671		671	221	610	1,501
業務収入				59,072		59,072			59,072
借入金				-		-			-
諸収入								3	3
計				59,743		59,743	221	613	60,576
支出									
業務経費									
でん粉価格調整事業費				60,288		60,288	149		60,437
国庫納付金				33,176		33,176			33,176
情報収集提供事業費				27,112		27,112			27,112
借入金償還				-		-			-
人件費				478		478	72	368	918
一般管理費								245	245
計				60,766		60,766	221	613	61,600

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

【人件費の見積り】 期間中総額769百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

【運営費交付金算定ルール】 別紙のとおり

(単位：百万円)

(7) 肉用子牛勸定

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	情報収集提供		法人共通	合計
					砂糖	でん粉		
収入								
運営費交付金	179						93	272
畜産勸定より受入	93,424						56	93,480
諸収入							9	9
計	93,603						158	93,761
支出								
業務経費	99,565							99,565
肉用子牛補給金等事業費	99,565							99,565
人件費	179						102	280
一般管理費							60	60
計	99,743						161	99,905

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

[人件費の見積り] 期間中総額2,21百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金算定ルール] 別紙のとおり

2 収支計画

平成30年度～平成34年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	てん粉			
費用の部									
経常費用	657,416	276,853	69,323	352,627	291,860	60,767	3,347	9,947	1,369,513
業務経費	657,416	276,853	69,323	352,627	291,860	60,767	3,347	9,947	1,369,513
資金繰入	648,534	275,930	67,801	350,090	289,802	60,288	1,943		1,344,297
人件費	6,260								6,260
一般管理費	2,549	920	1,460	2,234	1,756	478	1,404	4,860	13,428
その他支出								4,943	4,943
減価償却費	73	3	61	302	302	0		143	302
				0	0	0			282
収益の部	651,277	249,871	69,323	353,165	293,422	59,743	3,347	10,363	1,337,346
経常収益	645,066	249,871	69,323	353,165	293,422	59,743	3,347	9,943	1,330,714
運営費交付金収益	2,049	94	1,460	2,833	2,162	671	1,612	4,175	12,223
補助金等収益	642,468	153,777	66,792	47,244	47,244		725	1,156	912,162
業務収入	44	95,975		303,088	244,016	59,072		2,693	401,800
資産見返運営費交付金戻入				0	0	0		36	37
資産見返補助金戻入			61					9	71
諸収入	505	25	1,009				1,009	1,874	4,422
臨時利益	6,211							420	6,631
過年度補助事業費返還金等	6,211								6,211
退職給付引当金戻入益								420	420
純利益(△純損失)	△ 6,139	△ 26,982	-	538	1,562	△ 1,024	-	416	△ 32,167

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。
2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(単位：百万円)

(2) 畜産勘定

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉		情報収集提供	法人共通	合計
費用の部											
経常費用	651,097	28,357							1,878	3,110	684,442
業務経費	651,097	28,357							1,878	3,110	684,442
肉用牛胎児及び肉豚経営安定交付金等事業費	549,043	28,239							1,258		578,539
畜産業振興事業費	381,562										381,562
情報収集提供事業費	167,187	28,239									195,425
その他業務経費	222								1,258		1,480
肉用子牛勘定へ繰入	72										72
畜産業振興資金繰入	93,424									56	93,480
人件費	6,260										6,260
一般管理費	2,370	119							620	1,938	5,047
減価償却費									1,052	64	1,052
収益の部											
経常収益	651,098	28,357							1,878	3,110	684,443
運営費交付金収益	644,887	28,357							1,878	3,110	678,232
補助金等収益	1,870	94							489	1,529	3,981
業務収入	642,468	28,239							725	1,108	672,540
諸収入	44										44
臨時利益	505	25							664	473	1,667
過年度補助事業費返還金等	6,211										6,211
純利益(△純損失)	1	-							-	-	1

(注記) 1 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(単位：百万円)

区 別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
費用の部		248,496							2,836	251,332
経常費用		248,496							2,836	251,332
業務経費		247,691								247,691
加工原料乳補給金等事業費		181,541								181,541
輸入乳製品売買事業費		66,151								66,151
人件費		801							401	1,202
一般管理費									2,435	2,435
減価償却費		3								3
収益の部		221,514							2,836	224,350
経常収益		221,514							2,836	224,350
補助金等収益		125,539							48	125,587
業務収入		95,975							2,693	98,668
諸収入									94	94
純利益(△純損失)		△ 26,982							-	△ 26,982

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(単位：百万円)

(4) 野菜勘定

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉		情報収集提供	法人共通	合計
費用の部											
経常費用			69,323						498	1,276	71,097
業務経費			69,323						498	1,276	71,097
野菜生産出荷安定事業費			67,801						268		68,069
野菜農業振興事業費			57,859								57,859
情報収集提供事業費			9,942						268		9,942
人件費			1,460						229	751	2,440
一般管理費										489	489
減価償却費			61							36	98
収益の部			69,323						498	1,697	71,517
経常収益			69,323						498	1,276	71,097
運営費交付金収益			1,460						152		1,612
補助金等収益			66,792								66,792
資産見返補助金戻入			61								61
諸収入			1,009						346	1,276	2,631
臨時利益										420	420
退職給付引当金戻入益										420	420
純利益(△純損失)			-						-	420	420

(注記) 1 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(単位：百万円)

(5) 砂糖勘定

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部									
経常費用				291,860	291,860	291,860	751	1,996	294,607
業務経費				291,860	291,860	291,860	751	1,996	294,607
糖価調整事業費				289,802	289,802	289,802	267		290,069
国庫納付金				205,614	205,614	205,614			205,614
情報収集提供事業費				84,188	84,188	84,188			84,188
人件費				1,756	1,756	1,756	484	1,302	3,541
一般管理費								662	662
その他支出				302	302	302			302
減価償却費				0	0	0		32	32
収益の部				293,422	293,422	293,422	751	1,996	296,169
経常収益				293,422	293,422	293,422	751	1,996	296,169
運営費交付金収益				2,162	2,162	2,162	751	1,943	4,856
補助金等収益				47,244	47,244	47,244			47,244
業務収入				244,016	244,016	244,016			244,016
資産見返運営費交付金戻入				0	0	0		24	25
資産見返補助金戻入								9	9
諸収入								19	19
純利益(△純損失)				1,562	1,562	1,562	-	-	1,562

(注記) 1 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと相定している。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
費用の部				60,767			60,767	221	624	61,611
経常費用				60,767			60,767	221	624	61,611
業務経費				60,288			60,288	149		60,437
でん粉価格調整事業費				33,176			33,176			33,176
国庫納付金				27,112			27,112			27,112
情報収集提供事業費								149		149
人件費				478			478	72	368	918
一般管理費									245	245
減価償却費				0			0		11	11
収益の部				59,743			59,743	221	624	60,587
経常収益				59,743			59,743	221	624	60,587
運営費交付金収益				671			671	221	610	1,501
業務収入				59,072			59,072			59,072
資産見返運営費交付金戻入				0			0		12	12
諸収入									2	2
純利益(△純損失)				△ 1,024			△ 1,024	-	-	△ 1,024

(注記) 1 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(単位：百万円)

(7) 肉用子牛勘定

区 別	畜産(肉畜・食肉等) 関係	畜産(酪農・乳業) 関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉		情報収集提供	法人共通	合計
費用の部											
経常費用	99,743									161	99,905
業務経費	99,743									161	99,905
肉用子牛補給金等事業費	99,491										99,491
人件費	179									102	280
一般管理費										60	60
減価償却費	73										73
収益の部											
経常収益	93,603									158	93,761
運営費交付金収益	93,603									158	93,761
畜産勘定より受入	179									93	272
諸収入	93,424									56	93,480
純利益(△純損失)	△ 6,140									△ 4	△ 6,144

(注記) 1 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

3 資金計画

平成30年度～平成34年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉	情報収集・提供	法人共通	合計
資金支出										
業務活動による支出	686,262	278,834	95,880	554,185	490,962	63,224	3,355	28,155	1,646,671	
投資活動による支出	678,610	276,807	70,999	348,101	287,335	60,766	3,355	9,881	1,387,754	
財務活動による支出	6,898	3	9	202,689	202,689	-		77	209,676	
次期中期目標期間への繰越金	754	2,024	24,872	3,395	938	2,457		1,971	33,016	
資金収入										
業務活動による収入	686,262	278,834	95,880	554,185	490,962	63,224	3,355	28,155	1,646,671	
投資活動による収入	386,269	221,676	54,916	354,316	294,574	59,743	3,347	9,675	1,030,200	
財務活動による収入			34,400					16,202	50,602	
前期中期目標期間よりの繰越金	299,992	57,158	6,564	4,309	828	3,481	8	2,277	370,309	

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。
 2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(単位：百万円)

区 別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係		情報収集提供	法人共通	合計
				砂糖	でん粉			
資金支出	679,943	28,357				1,881	20,035	730,216
業務活動による支出	672,364	28,357				1,881	3,112	705,714
投資活動による支出							16,226	16,226
財務活動による支出	6,825						77	6,901
次期中期目標期間への繰越金	754						621	1,375
資金収入	679,943	28,357				1,881	20,035	730,216
業務活動による収入	386,091	163				1,878	2,887	391,018
投資活動による収入							16,200	16,200
前期中期目標期間よりの繰越金	293,852	28,195				3	948	322,998

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(単位：百万円)

区 分	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係		情報収集提供	法人共通	合計
				砂糖	でん粉			
資金支出		250,477					2,836	253,313
業務活動による支出		248,450					2,807	251,257
財務活動による支出		3						3
次期中期目標期間への繰越金		2,024					29	2,052
資金収入		250,477					2,836	253,313
業務活動による収入		221,514					2,836	224,350
前期中期目標期間よりの繰越金		28,963						28,963

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(単位：百万円)

区 別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉				
資金支出			95,880					498	2,510	98,888
業務活動による支出			70,999					498	1,267	72,764
財務活動による支出			9							9
次期中期目標期間への繰越金			24,872						1,243	26,115
資金収入			95,880					498	2,510	98,888
業務活動による収入			54,916					498	1,276	56,690
投資活動による収入			34,400							34,400
前期中期目標期間よりの繰越金			6,564						1,234	7,798

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(単位：百万円)

区 別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	砂糖		でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉				
資金支出				490,962		490,962		751	1,964	493,676
業務活動による支出				287,335		287,335		751	1,964	290,049
財務活動による支出				202,689		202,689				202,689
次期中期目標期間への繰越金				938		938				938
資金収入				490,962		490,962		751	1,964	493,676
業務活動による収入				294,574		294,574		751	1,962	297,287
投資活動による収入									1	1
財務活動による収入				195,560		195,560				195,560
前期中期目標期間よりの繰越金				828		828				828

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	でん粉		情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				63,224	63,224		226	622	64,071
業務活動による支出				60,766	60,766		226	622	61,614
財務活動による支出				-	-				-
次期中期目標期間への繰越金				2,457	2,457				2,457
資金収入				63,224	63,224		226	622	64,071
業務活動による収入				59,743	59,743		221	612	60,575
投資活動による収入								1	1
財務活動による収入				-	-				-
前期中期目標期間よりの繰越金				3,481	3,481		5	9	3,495

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係	でん粉		情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	99,743							244	99,988
業務活動による支出	99,670							165	99,835
財務活動による支出	73								73
次期中期目標期間への繰越金								79	79
資金収入	99,743							244	99,988
業務活動による収入	93,603							158	93,761
前期中期目標期間よりの繰越金	6,140							87	6,227

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

4 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。

5 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

別紙 運営費交付金算定ルール

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金＝一般管理費＋業務経費－自己収入

一般管理費＝人件費＋その他一般管理費

人件費＝給与・報酬等＋法定福利費＋退職手当±過年度精算額

給与・報酬等＝前年度給与・報酬等× α 1

法定福利費＝前年度法定福利費× α 2

その他一般管理費＝（前年度その他一般管理費－前年度効率化除外経費－前年度特殊要因）× β 1× γ 1× δ 1＋当年度効率化除外経費＋特殊要因

業務経費＝（前年度業務経費－前年度特殊要因）× β 2× γ 2× δ 2＋特殊要因

自己収入＝前年度自己収入× ϵ

α ：人件費調整係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

β ：効率化係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

γ ：政策係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

δ ：消費者物価指数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

ϵ ：自己収入調整係数（各年度予算編成過程において、過年度の実績を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。）

退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、当年度の退職手当額。

過年度精算額：各年度予算編成過程において、過年度における人件費の過不足額等を勘案し、当年度における具体的な額を決定。

効率化除外経費：公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費（各年度予算編成過程において具体的に決定。）

特殊要因：各年度の業務の状況に応じて増減する経費。

(注) 補給金等勘定については、運営費交付金の措置は行わないことから、上記算定ルールは適用しない。

また、畜産勘定及び肉用子牛勘定については、その他一般管理費及び業務経費の措置は行わない。

[注記] 中期計画予算を試算する上での前提条件

平成30年度は概算決定額、平成31年度以降は以下を前提条件として試算。

1. $\alpha 1$ (給与・報酬等の人件費調整係数) については、期間中1.00と推定。
2. $\alpha 2$ (法定福利費の人件費調整係数) については、期間中1.01と推定。
3. $\beta 1$ (その他一般管理費の効率化係数) については、削減目標を踏まえ、期間中0.97と推定。
4. $\beta 2$ (業務経費の効率化係数) については、削減目標を踏まえ、期間中0.99と推定。
5. γ (政策係数) については、期間中1.00と推定。
6. δ (消費者物価指数) については、期間中1.00と推定。
7. ε (自己収入調整係数) については、期間中1.00と推定。

第4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。
- 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

予定なし

第7 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制

等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。

(2) コンプライアンスの推進

機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。

2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

(1) 方針

業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。

(2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数は、250 人を上回らないものとする。

[参考 1]

期初の常勤職員数の見込み 237 人

期末の常勤職員数の見込み 250 人(期初の常勤職員数に T P P 11 協定の発効に伴い追加される加糖調製品からの調整金徴収業務に係る増員数 13 人を加えた数)

[参考 2]

中期目標期間中の人件費総額見込み 10,643 百万円

(3) 業務運営能力等の向上

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。

ア 職員の総合的能力を養成するため階層別研修(初任者、一般職員、管理職)を実施する。

イ 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。

3 情報公開の推進

(1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点か

ら、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。

特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。

また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。

このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。

また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。

4 消費者等への広報

(1) 消費者等への情報提供

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的にわかりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。

ア 消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の充実を図る。

イ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。

(2) ホームページの機能強化

ホームページによる情報提供については、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページのスマートフォンへの対応等、ホームページの機能強化に努める。

5 情報セキュリティ対策の向上

(1) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

(2) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

6 施設及び設備に関する計画

予定なし

7 積立金の処分に関する事項

畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ニからチまでに規定する業務、同条第 5 号ニ及びホに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。

8 長期借入れを行う場合の留意事項

機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う